

『育児ヘルパー事業』 のご案内♪

平成30年4月から
利用期間が延長、利用
回数も増えました！



妊娠中または出産後のご家庭に、家事や育児をお手伝いする育児ヘルパーを派遣します。

対象者

- ◇妊婦または出産後8か月以内の産婦
(多胎児の場合は、出産後12か月以内)
- ・産前、産後で体調がすぐれない人
- ・親族等の支援が日常的に受けられない人

利用回数

- ◇20回まで(多胎児の場合は、40回まで)
※1日1回、1回2時間まで

利用者負担額(利用料)

- 【1時間あたりの利用者負担額】
- ◇市民税非課税世帯および生活保護世帯…0円
- ◇市民税課税世帯…250円



利用可能日

- ◇月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
- ※祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く

支援内容

- ◇食事の準備および後片付け
- ◇居室の掃除および整理整頓
- ◇衣類の洗濯および補修等
- ◇生活必需品の買い物



- ◇授乳の準備およびサポート
- ◇沐浴補助
- ◇おむつ交換
- ◇兄弟の遊び相手などの世話
- ◇保育所等への送迎の付き添い
(保護者同伴の場合に限る)



- ◇その他、育児および家事について日常的に行う必要があるものの支援

育児ヘルパー派遣事業者

- ◇特定非営利活動法人 サンキューネット
- ◇有限会社 テンダア
- ◇特定非営利活動法人 ふらっとスペース金剛
- ◇特定非営利活動法人 ネットワークすこやか
- ◇一般財団法人 富田林市福祉公社
- ◇公益社団法人 富田林市シルバー人材センター

- 富田林市五軒家1丁目4番11号
- 富田林市高辺台1丁目2番12号
- 富田林市寺池台1丁目13番31号
- 富田林市須賀2丁目25番27号(103)
- 富田林市向陽台1丁目4番30号
- 富田林市西板持町4丁目1番7号



利用の流れ♪



★下記の①～⑤の手順でご利用ください。

①育児ヘルパー事業利用申請書の提出

※市役所2階 こども未来室へお越しください。
申請書の提出およびご希望の事業者を選択していただきます。

受付時間：月～金曜日(年末年始、祝日を除く)
午前9時～午後5時30分

【持ち物】印鑑(認印可)・母子健康手帳



保健センター(28-5520)
でも申請できます!!

②育児ヘルパー事業利用承認書の交付

※申請書の内容を審査し、市から利用承認の通知をします。(同時に事業者へ情報提供します。)



③希望の事業者へヘルパー派遣を依頼

※利用希望日の1週間前の午後5時までに、
申請時に希望した事業者へ育児ヘルパーの派遣を依頼し、支援してもらいたい内容を伝えてください。



④サービスの提供

※事業者がご自宅に伺い、ご依頼いただいた支援を行います。

1日1回(1回2時間)まで
ご利用いただけます。



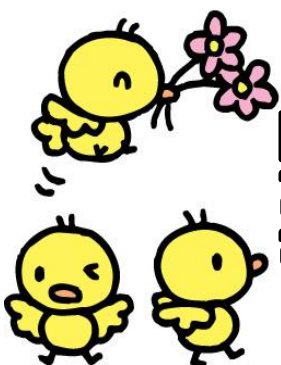
⑤利用料のお支払い

※利用日当日、事業者へ現金で利用料をお支払いください。

※生活必需品の買い物等に要した費用や、自宅から移動した際の交通費は、実費相当額を別途お支払いしてください。

★変更・キャンセルしたい場合

※利用日の変更やキャンセルをしたい場合は、必ず事前に事業者へ連絡してください。
利用日前日の午後5時以降のキャンセルについては、**キャンセル料が発生します**ので、ご注意ください。



【お問い合わせ】

富田林市子育て福祉部こども未来室 支援係

電話：0721-25-1000(内線203)

